



## 新型コロナウイルス対策

### いのちとくらしを守る取り組みさらに

3月の本会議場での質疑以降、毎月の環境厚生委員会でコロナ対策で万全を期すように求めてきました（9月以降のものを右に紹介します）。弘前でのクラスター発生に続き、青森市でもクラスターが発生しています。検査・医療の体制をしっかりとつくり、コロナの影響を受ける事業者や家庭への支援を行うことを強く求めます。

12月1日の一般質問に先立ち、クラスターが発生した弘前市を訪問。健生病院や弘前保健所を訪れるとともに、飲食店街でスナックなどから声を聞き、それらに基づいて一般質問を行いました。

### 歓楽街での 感染拡大防止

県は、歓楽街における感染拡大防止対策に向けた関係機関との協議を開始すると答えました。

### 医療・介護とともに 薬局にも慰労金を

病院と同じ患者さんと接する薬局も支援の対象にするよう求めました。

### 中小零細業者に さらなる支援を

飲食店などが深刻な状況です。実態に寄り添い、支援を強めるように求めました。

裏面に現時点で活用できる支援策を紹介します

## 全県あげて気候危機対策を

よしまた県議は12月1日の一般質問で、「気候危機はもはや『迫りくる危機』ではなく『進行中の危機』と指摘し、県としても気候非常事態宣言を行い、県民一丸となって対策をすすめることを求めました。

また、「原発は気候危機対策の決定打になりえない」ことをいくつかの角度で指摘し、再エネの爆発的普及へ、戦略と適切な規制をもってすすめるように求めました。

### 検査・医療の体制強化など、 コロナ関連の環境厚生委員会での質問項目

——9月以降で主なものを紹介します

- 9月 インフル流行期に備えたコロナ対策の体制整備／手話通訳者への感染対策
- 10月 生活福祉資金の返済猶予／保健大の学費減免／相談業務の体制強化／児童相談所／就労系障害福祉サービス事業所への補助
- 11月 弘前保健所の相談体制／厚労省クラスター班からの指摘／国保税のコロナ減免
- 12月 検査・医療体制の根拠／PCR検体採取の費用／医療機関の経営状況についての認識

### 旅行キャンペーンを全国展開？

### 感染拡大期の実施は中止し 関連業者への直接支援を

県は16日から、全国を対象に旅行キャンペーンを行う方針です。7日の商工労働エネルギー委員会で松田まさる県議（共産）は、「感染状況を考えれば無謀なとりくみ。感染流行地からの誘客は納得できない」と指摘し、方針の撤回と宿泊・観光事業者への直接支援を求めました。

### アピオあおもりの空調が改善されます

同館の換気システムが改善されます。よしまた県議は10月の環境厚生委員会で、イベントホールの温度調整の難しさを指摘。改善がはかられるように求めました。

主な支援策を紹介します(12月8日時点)



会社の都合で  
仕事を休んだ分

**休業手当**  
(賃金の6割以上)  
の支給

会社が支払った場合

会社に対して  
国が助成

**雇用調整助成金**  
助成率10割

会社が支払わない  
場合

国が支給

**休業支援金・給付金**  
賃金の8割まで支給

郵送またはオンラインで申請  
問い合わせ:0120-221-276

【申請期間】  
休業期間4月～9月▶12月31日まで  
休業期間10月～12月▶来年3月31日まで



NPO法人や  
社会福祉法人など  
も対象になります



前年同月比で  
売上50%減

**持続化給付金**  
個人100万円  
法人200万円  
(最大)

オンラインで申請  
問い合わせ:0120-279-292  
来年1月15日まで

前年同月比で売上50%減  
または、3カ月合計で30%減

**家賃支援給付金**  
家賃・駐車場代など  
3分の2を6カ月

オンラインで申請  
問い合わせ:0120-653-930  
来年1月15日まで

制度の改善と、  
再度の支給を求めます

日本  
共産党



学生に対して  
国が支給

**学生支援給付金**  
1人10万円  
(非課税世帯は20万円)

追加配分が決定  
申請書を大学に提出

休業者・失業者など  
生活福祉資金

**無利子での貸し付け**  
20万円以上

返還時に非課税世帯以下  
の所得なら返還免除  
社会福祉協議会が窓口  
問い合わせ:0120-46-1999

一定の条件を満たす人  
住居確保給付金

原則、家賃3カ月支給  
最大9カ月まで延長可能  
(上限額あり)

青森市自立相談支援窓口  
しあわせプラザ内(本町4丁目)  
問い合わせ:017-723-1340

**国保税の減免**  
年間所得3割以上減の場合  
(見込みでも申請可)  
前年所得に応じて  
減免幅が違う

青森市国保医療年金課に申請  
問い合わせ:017-734-5340

青森市の場合...

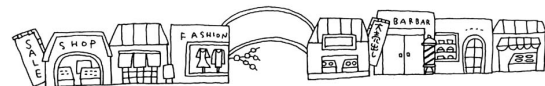


いったん納めた保険税が、減免の対象から外れてしまっています

国は、コロナ減免に限り、今年2月以降にさかのぼって減免の対象にし、納付額が大きい場合は還付することを認めています。その分、国が全額保証します。多くの自治体で、さかのぼって減免できるのに青森市はそうになっていません。冷たすぎます。

青森市も、納付済みの保険税を減免の対象にすべき

共産党市議団で  
条例改正案を提案



なんでもご相談ください

017-777-7842

(県議会・日本共産党県議団控室)

中小業者の相談すべて  
ワンストップで

青森民商  
017-722-7136